

令和 6 年 12 月 25 日

事業所健康保険事務担当者各位

MBK 連合健康保険組合
保 健 事 業 担 当

令和 7 年度保健事業の一部見直しについて（予告）

令和 7 年度保健事業(案)につきましては、去る 12 月 17 日開催の第 271 回理事会に於いて審議の結果、下記の通り一部見直しとすることが承認されましたので、取り急ぎご連絡いたします。また、正式決定は令和 7 年 2 月に開催予定の第 122 回組合会の承認によりますが、この結果については改めてお知らせいたします。

なお、変更または見直し事業の「生活習慣病健診・人間ドックの契約外施設受診費用補助」については、令和 7 年 4 月 1 日以降受診される方より適用されますのでご注意ください。

記

（1）新規事業

なし

（2）変更または見直し事業

- 生活習慣病健診・人間ドックの契約外施設受診費用補助
- 育児書配布
- セルフメディケーション推進事業
- 医療費適正化事業
- 家庭用常備薬等斡旋事業

（3）廃止とする事業

なし

(4) 継続事業

特定健診事業 <ul style="list-style-type: none">○特定健診 費用補助○受診案内・受診勧奨通知配布
特定保健指導事業 <ul style="list-style-type: none">○特定保健指導 費用補助○特定保健指導通知配布
保健指導宣伝事業 <ul style="list-style-type: none">○「健康保険と医療のガイド」冊子配布およびPDF版のHP掲載○情報化推進（ホームページ等）○健康相談 ※「みんなの家庭の医学」○医療費適正化事業 適正受診通知 (ジェネリック医薬品差額通知・頻回受診・重複・多剤服薬)○情報提供ツール「健康マイポータル」の提供○巡回レディース健診案内配布：被扶養者○健康管理事業推進委員会の開催○事務説明会の開催
疾病予防事業 <ul style="list-style-type: none">○生活習慣病健診 費用補助○人間ドック 費用補助○婦人健診（施設型・巡回型）費用補助○特定健診詳細項目 費用補助及びデータ作成○インフルエンザ予防接種 費用補助○重症化予防事業 受診勧奨○医療費等分析（事業所別健康度プロフィール作成等）○禁煙支援事業○郵送健診○保健事業システム○つよい子になるぞ！！キャンペーン○前期高齢者向け疾病予防サービス事業
体育奨励事業 <ul style="list-style-type: none">○健康増進事業（健康経営支援アプリ「&Well」）
保養所関連事業（予算措置なし） <ul style="list-style-type: none">○割引宿泊契約施設 ラフォーレ倶楽部、星野リゾート、三井不動産ホテルリゾート○スポーツクラブの法人会員契約

変更または見直し事業の詳細

○生活習慣病健診・人間ドック 契約外施設受診費用補助

【変更内容】

当組合が契約する医療機関・健診機関以外で生活習慣病健診および日帰り人間ドックを受診した場合の費用補助について、健診料金基準額・健保補助額及び事業所負担額算出方法並びに申請方法を変更します。

【事由】

- ・健診料金基準額・健保補助額について

近年、健診本体費用およびオプション項目費用の値上げが全国的に実施されており、現行の健保補助額が実際の健診費用に見合っていないものとなってきたためです。

- ・事業所負担額算出方法・申請方法について

現状、生活習慣病健診は契約施設受診の場合と契約外施設受診の場合とで費用補助についての算出方法が異なっており、契約外施設で受診した場合、本来、事業所負担額（法定健診項目費用分）＋利用者負担額で健診施設毎に固定金額であるべき事業所支払額が、同一施設での健診受診にも関わらず、法定健診項目ではない胃部 X 線検査の実施有無によって、変動することとなっていますので、契約外施設受診時の事業所負担額算出方法を契約施設受診時と同様に胃部 X 線検査の実施有無によって変動しない算出方法に変更するためです。

また、令和 2 年度より契約外施設における生活習慣病健診の検査項目は全年齢同じ検査項目としたことで、当組合へ契約外施設受診時の見積りを提出しなくともよい運用としていましたが、健診受診後に検査項目の不備が判明する等運用が徹底されていなかったため、契約外施設における生活習慣病健診受診前に当組合へ契約外施設の見積りを提出するよう運用を変更します。

変更後の契約外施設における日帰り人間ドック受診費用補助について

【補助条件】

◎補助対象は、40歳以上の被保険者および被扶養者（任意継続被保険者を含む）

【健保補助額の詳細】

◎検査項目は各施設が設定している「日帰りドック」と定めるコースとする。

◎健診料金基準額および健保補助額については、〔表1〕の通りとする。

◎健診料金基準額を下回る場合は、その料金から利用者負担額（20,000円）を差し引いた額を支給する。

◎補助対象オプション検査〔表2〕を受診した場合は、健保補助額を上限に支給する。なお、オプション検査単体の受診については補助しない。

〔健診料金基準額・健保補助額〕

〔表1〕

	健診料金基準額	健保補助額（上限）
日帰り人間ドック（基本）	42,000円 → <u>43,000円</u>	22,000円 → <u>23,000円</u>
（聖路加国際病院）	47,000円	27,000円

* 聖路加国際病院は契約外施設として費用補助を行っていますが、特別に団体割引契約を締結しています。団体割引後の健診料金に変更がないため、聖路加国際病院の健診料金基準額は据え置きのままとします。

〔表2〕

補助対象オプション検査		健診料金基準額	健保補助額（上限）
乳がん検査 （いずれか）	<u>超音波検査</u>	5,000円	5,000円
	<u>マンモグラフィ検査</u>	5,000円 → <u>6,000円</u>	5,000円 → <u>6,000円</u>
子宮頸部細胞診検査		4,000円 → <u>5,000円</u>	4,000円 → <u>5,000円</u>
PSA検査（50歳以上対象）		2,000円 → <u>2,500円</u>	2,000円 → <u>2,500円</u>
胃カメラ（差額）		3,000円 → <u>5,000円</u>	3,000円 → <u>5,000円</u>

変更後の契約外施設における生活習慣病健診受診費用補助について

【補助条件】

◎補助対象は、任意継続被保険者を除く被保険者のみ。

【健保補助額の詳細】

- ◎検査項目は、年齢問わず現在当組合が指定する 35 歳以上の男女共通項目とする。
- ◎健診料金基準額および健保補助額については、〔表 3〕の通りとする。
- ◎健診料金が基準額を下回る場合は、事業所負担額を基準額の 57% で算出し、総額から事業所負担額と利用者負担額（2,500 円）を控除した額を健保補助額とする。
- ◎補助対象オプション検査〔表 4〕を受診した場合は、健保補助額を上限に支給する。なお、オプション検査単体の受診については補助しない。
- ◎事業所担当者は健診受診前に当組合へ契約外施設の見積りを提出し、当組合職員の確認を受けた上で健診を受診する。

*健診料金基準額に含んでいた胃部 X 線検査がオプション検査項目になりました。

〔健診料金基準額・健保補助額〕

〔表 3〕

	健診料金 基準額（上限）	事業所負担額 （負担割合）	利用者負担額	健保補助額 （上限）
生活習慣病健診 （胃部 X 線含まず）	13,000 円 → <u>14,000 円</u>	7,500 円 → <u>7,980 円</u> （基準額の 57%）	2,500 円	3,000 円 → <u>3,520 円</u>

〔表 4〕

補助対象オプション検査		健診料金基準額	健保補助額（上限）
乳がん検査 （いずれか）	<u>超音波検査</u>	5,000 円	5,000 円
	<u>マンモグラフィ検査</u>	5,000 円 → <u>6,000 円</u>	5,000 円 → <u>6,000 円</u>
PSA 検査（50 歳以上対象）		2,000 円 → <u>2,500 円</u>	2,000 円 → <u>2,500 円</u>
<u>胃部 X 線検査</u>		<u>12,000 円</u>	<u>12,000 円</u>
胃カメラ（差額）		3,000 円 → <u>5,000 円</u>	3,000 円 → <u>5,000 円</u>

○育児書配布

【変更内容】

第1子の出産予定（妊娠9カ月目・32週以降）または出産した被保険者若しくは被扶養者のいる被保険者を対象に配布している育児書「らくらく育児百科」を「子どもの病気とけが安心ブック」へ変更します。

【事由】

業務委託先である株式会社法研において、現行の育児書「らくらく育児百科」の今後の重版予定がなくなり、後継誌として「子どもの病気とけが安心ブック」を新たに出版することになったためです。

* 「らくらく育児百科」からのアップデートポイント

- ・ 症状ごとに、疑われる病気のチャートや受診の目安を掲載。
- ・ 小児医療に特化し、病気の情報量が大幅 UP！100種類を超える病気を解説。
- ・ 新型コロナウイルス感染症、消化管アレルギー、鉄欠乏性貧血、血友病など、近年注目されている病気や重要度の高い病気の基本知識も掲載。
- ・ 2024年4月から導入された五種混合ワクチン、保護者にも受けてほしい HPV ワクチンも紹介。

○セルフメディケーション推進事業

【変更内容】

EC サイト付与ポイントを大手ドラッグチェーンの実店舗においても利用できるように変更すると共に、花粉症等カテゴリと皮膚疾患等カテゴリを対象に実施しているセルフメディケーションサービス推進事業の対象疾患に関節炎等カテゴリを追加します。

【事由】

EC サイト付与ポイントの実店舗利用については、スイッチ OTC 医薬品の購入は引き続き実店舗が中心であり、普段利用している店舗でのクーポン利用を可能とすることで、スイッチ OTC 医薬品への切替えが期待できるためです。

また、関節炎等カテゴリの追加については、関節炎等カテゴリの主な対象疾患は肩関節症、腰痛、腱鞘炎等であり、主な診療行為がロキソニン錠、ロキソニンテープ、モーラステープ等の処方で、本事業の対象疾患に加えることが妥当であり、かつ、委託先においても推奨されているためです。

なお、当然ながら処置・手術・注射等の診療行為が行われている場合は、本事業に適さない病態として、対象からは除外します。

○医療費適正化事業

【変更内容】

令和 6 年度に配布取りやめとなったジェネリック医薬品利用促進シールに代わり、ジェネリック医薬品利用勧奨について記載されたマイナンバーカードケースを配布します。

【事由】

ジェネリック医薬品利用促進シールについては、保険証に貼付することを想定していたものであり、令和 6 年 12 月からの保険証の新規発行終了に伴い配布を取りやめとしておりましたが、引き続きジェネリック医薬品利用促進を啓発していくためです。

配布方法は、ジェネリック医薬品利用促進シールと同様に健康保険と医療のガイドに同送します。

*健康保険と医療のガイドの発行希望については、令和 7 年 2 月頃に「送付依頼書」を送付しますので、必要部数を記載の上、ご提出ください。

○家庭用常備薬等斡旋事業

【変更内容】

現在、通年で実施している家庭用常備薬等斡旋事業を、期間を区切った形で実施するように変更します。

【事由】

本来、家庭用常備薬等斡旋事業は期間を区切った形で提供するのが、標準フォーマットとなっているところ、当組合では令和 5 年度の事業開始より、特別の対応として通年で事業を行っていましたが、利用者は残念ながら当初想定を下回り、委託先において特別の対応を継続することが難しくなったためです。

令和 7 年度以降の実施スケジュール

上期	受付期間（紙申込・web 申込）	5 月 1 日～31 日
	納品（1 回目）*web 申込のみ	6 月中旬
	納品（2 回目）	6 月下旬
下期	受付期間（紙申込・web 申込）	10 月 1 日～31 日
	納品（1 回目）*web 申込のみ	11 月中旬
	納品（2 回目）	11 月下旬